

いじめ防止等のための基本方針

令和7年4月1日

1 基本方針策定の趣旨

八郎潟町では、平成26年6月に公布された国の「いじめ防止対策推進法」及び平成28年10月に公布された「秋田県いじめ防止対策推進条例」の趣旨を踏まえ、いじめ防止等のための基本方針を策定しました。また、町の教育行政基本方針に「いじめ・体罰の絶無に向けた取組」を掲げ、「他人と協調するなどの豊かな人間性の育成」を目標として設定しています。

本校教育にとっても、いじめ根絶に向けての取組を一層充実させることは大変重要です。本校の全ての児童が安心して生活することができるよう、いじめの未然防止と早期発見、適切な対処を図るため、次の基本方針を定めます。

2 いじめ防止に関する基本的な考え方

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

【いじめの防止等のための基本的な方針より】

- 「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

- (1) 「いじめは絶対に許されないこと」という強い意識をもちます。
- (2) いじめを発見したら絶対に見逃さず、すぐさま止めます。
- (3) いじめられる児童を守り抜き、迅速に組織で対応します。
- (4) いじめる児童に対し、毅然とした態度で指導します。
- (5) 重大事態には、諸機関と連携を図ります。

3 いじめの未然防止

- (1) 道徳教育の充実
 - あらゆる教育活動で、いじめを許さない意識や態度を育てます。
 - 道徳科を中心に、いじめや命の大切さを取り上げて指導します。
- (2) よりよい人間関係をつくる学級経営
 - ルールや秩序ある学級づくりにつとめ、全ての児童にとって安全で安心、温かい雰囲気 of 学級を目指します。
 - 問題を話し合える定期的な学級会開催をすすめ、好ましい人間関係を高めます。
 - 学級の係活動や児童会活動、クラブ活動等児童が主体的に取り組む協働的な活動を通して、絆づくりの場を提供し、自己肯定感や自己有用感を育みます。
- (3) 縦割り活動の充実
 - 年齢に関係なく相手を尊重し思いやる活動をすすめます。

- (4) 情報教育やインターネットトラブルに対する対策の推進
 - 情報教育を段階に応じて1時間以上実施します。
 - P T A研修会等での保護者への啓発活動を年1回以上行います。

4 いじめの早期発見

- (1) 日常の観察
 - 授業はもとより、登下校、休み時間等での変化を見逃さないようにします。
 - 学校全体で情報を共有し、速やかに対応します。
- (2) いじめ調査及びアンケートの実施
 - 5月と11月に「いじめ」アンケートを、6月・9月・1月に生活アンケートを実施するほか、6月と11月にQ U(学級満足度調査)を行って、切れ目なく児童の状況を把握します。
 - アンケート結果を全職員で共有し、内容に応じて対象児童等と面談を行います。
- (3) 教育相談及び保護者面談の実施
 - 年2回、児童との教育相談週間を設定して、児童との対話を深めます。
 - 夏休み期間中に保護者面談を設定するほか、随時、必要に応じて実施します。
- (4) 地域からの情報収集及び連携
 - 学校運営協議会、児童民生委員等との連絡協議会、八郎潟町P T A連絡協議会、八郎潟町要保護児童対策地域協議会等で、地域での状況についての情報収集に努めます。
 - 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医療機関等の専門機関との連携を図るほか、「24時間子供S O Sダイヤル」、「いじめ緊急ホットライン」、「すこやか電話」、「やまびこ電話」、「子どもの人権110番」など、学校以外の相談窓口についても児童や保護者に積極的に知らせます。

5 組織と研修

- (1) 学校に校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、関係職員からなる「いじめ・不登校対策委員会」を置き、定例会のほか、必要に応じて必要なメンバーを招集して臨時会を開催し、取組の進捗状況の確認や情報集約、事案への対応などを行います。
- (2) 定例職員会議で情報共有のほか、「児童理解のための研修」「情報研修」等を行います。また、生徒指導部会でアンケートの分析や取組の検証等を行います。

6 いじめへの即時対応

- (1) いじめについての通報、又は事実が確認された場合は、事実確認や適切な初期対応を「いじめ不登校対策委員会」が行い、いじめを受けた児童を守り通すとともに、いじめを行った児童に対する指導及びその保護者に対する適切な指導、援助を組織的に行います。
- (2) いじめの内容が犯罪行為と認められる場合には、警察と連携するなどして対応します。また、児童の生命、身体などに重大な被害が生じるおそれがあるときには、八郎潟町教育委員会の指示の下、直ちに警察に通報して対処します。
- (3) いじめが重大事態と認められる場合には、八郎潟町教育委員会に報告し、調査組織を設置して事実関係の把握等を行った後、調査結果を踏まえた必要な措置を行います。なお、マスコミ等の外部からの問い合わせや情報提供については、管理職及び八郎潟町教育委員会が窓口となって対処します。